

2019 ディスクロージャー

上半期

しょくしんの現況



しょくしん 神戸市職員信用組合

令和元年度上半期〈平成31年4月1日～令和元年9月30日〉における しょくしんの経営情報をお知らせいたします。

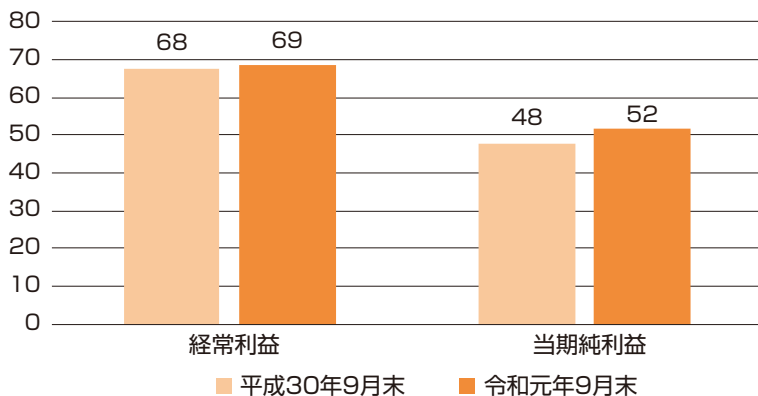
※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計が一致しない場合があります。

損益勘定の状況

(単位：百万円)

経常利益・当期純利益

(単位：百万円)



用語解説

経常利益

金融機関の営業活動によって通常発生する収益（経常収益）から費用（経常費用）を差し引いたものです。

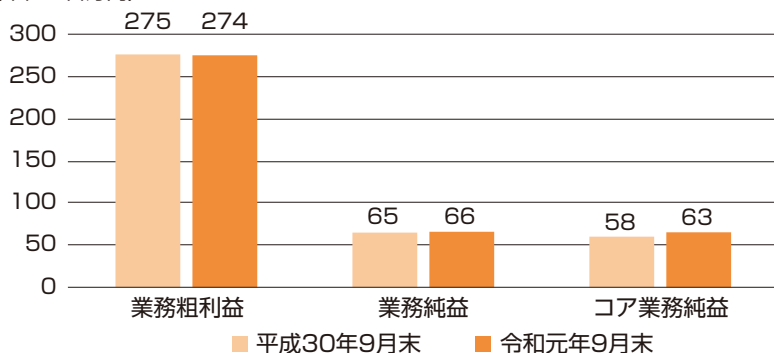
当期純利益

経常利益から、臨時的に発生した収益や費用（特別損益）を加減し、法人税等の税金を差し引いたものです。

科 目	金 額	
	平成30年9月末	令和元年9月末
経 常 収 益	346	332
資金運用収益	330	322
役務取引等収益	4	4
その他業務収益	7	3
その他経常収益	3	2
経 常 費 用	277	263
資金調達費用	14	10
役務取引等費用	51	45
その他業務費用	0	0
一般貸倒引当金繰入額	—	—
経 費	210	207
その他経常費用	0	0
経 常 利 益	68	69
特 別 損 益	—	0
税引前当期純利益	68	68
法 人 税 等	19	16
当 期 純 利 益	48	52
繰越金(当期首残高)	95	86
当期末処分剰余金	143	139

業務粗利益・業務純益・コア業務純益

(単位：百万円)



用語解説

業務粗利益

金融機関の主要な業務の状況を示す指標です。①資金運用で得られる収益と資金調達にかかる費用の差である「資金運用収支」、②手数料などの収益と、支払った保険料等の費用の差である「役務取引等収支」、③国債等債券の売却・償還等による損益などの「その他業務収支」の3項目で構成されています。

実質業務純益・業務純益

業務粗利益から臨時的な色彩のない経費等を除いたものを「実質業務純益」といいます。さらに、一般貸倒引当金繰入額を除いたものが「業務純益」で、金融機関が本来の業務活動で稼ぎ出した1年間の利益を表します。

コア業務純益

業務純益に「一般貸倒引当金繰入額」を加算し「国債等債券損益」を除いたものです。業務純益から特殊な変動要因を除くことで、より実質的な金融機関本来の業務による収益力を表します。

(単位：百万円、%)

項 目	金 額	
	平成30年9月末	令和元年9月末
業 務 粗 利 益	275	274
資金運用収支	315	311
役務取引等収支	△ 47	△ 41
その他業務収支	7	3
(業務粗利益率)	(0.64)	(0.64)
実質業務純益	65	66
経 費	210	207
業 務 純 益	65	66
一般貸倒引当金繰入	—	—
コ ア 業 務 純 益	58	63
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益除く)	58	63



主要勘定の状況

(単位：百万円)

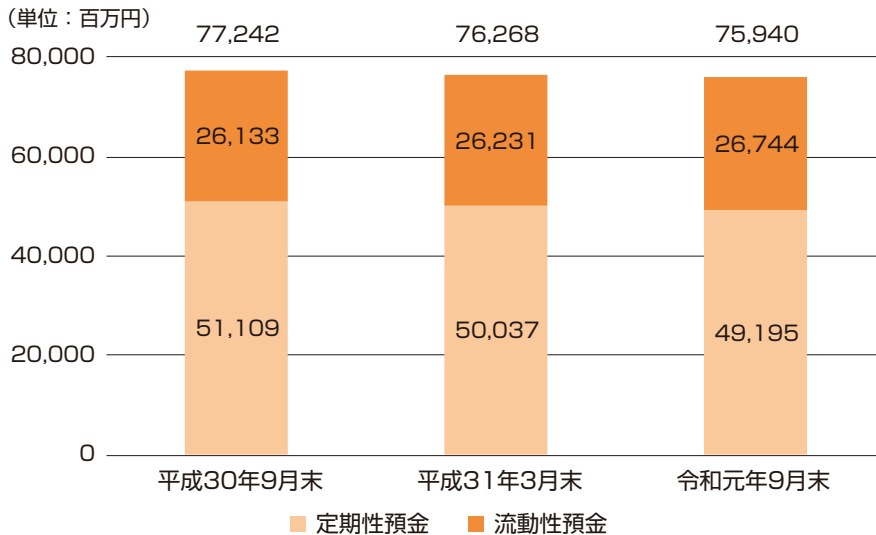
科 目	金 額	
	平成31年3月末	令和元年9月末
(資産の部)		
現 金	355	340
預 け 金	23,023	21,890
有 価 証 券	49,554	51,211
貸 出 金	12,795	12,017
そ の 他 資 産	1,191	1,200
有形固定資産	13	91
無形固定資産	0	0
貸倒引当金	▲ 38	▲ 36
(うち個別貸倒引当金)	(-)	(-)
資産の部合計	86,895	86,717

科 目	金 額	
	平成31年3月末	令和元年9月末
(負債の部)		
預 金 積 金	76,268	75,940
そ の 他 負 債	576	644
負債の部合計	76,845	76,584
(純資産の部)		
出 資 金	68	68
利 益 剰 余 金	8,825	8,837
組合員勘定合計	8,893	8,905
評価・換算差額等合計	1,157	1,226
純資産の部合計	10,050	10,132
負債及び純資産の部合計	86,895	86,717

預金積金の状況

(単位：百万円)

預金積金残高の推移

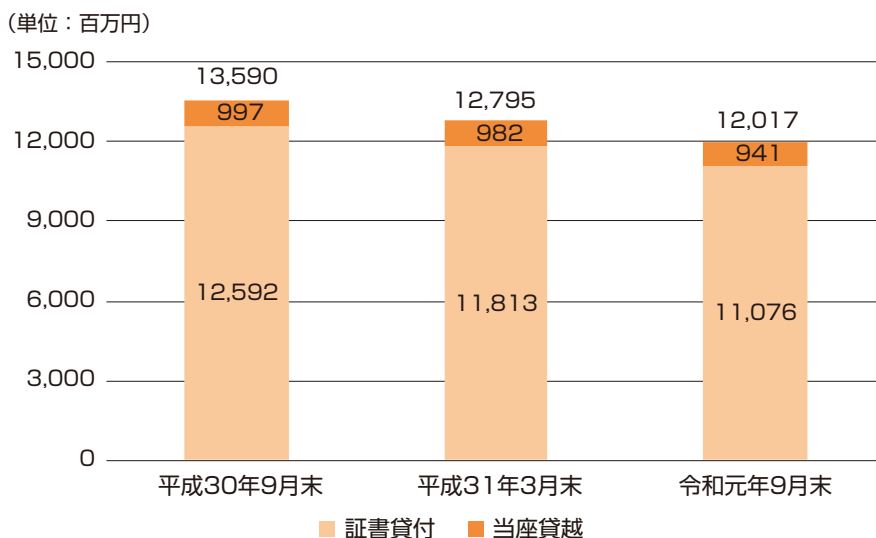


項 目	令和元年9月末
流 動 性 預 金	26,744
普通預金	26,715
別段預金	29
定 期 性 預 金	49,195
定期預金	48,155
定期積金	1,039
合 計	75,940

貸出金の状況

(単位：百万円)

貸出金残高の推移



項 目	令和元年9月末
証 書 貸 付	11,076
スカイローン (不動産担保貸付)	8,961
上 記 以 外	2,115
当 座 貸 越	941
合 計	12,017



有価証券の状況

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成31年3月末			令和元年9月末		
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
外国証券	300	294	△ 5	300	307	7
合 計	300	294	△ 5	300	307	7

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

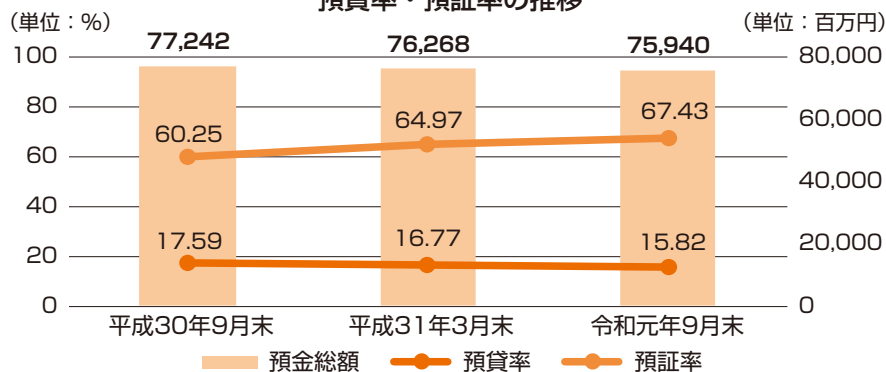
区 分	平成31年3月末			令和元年9月末		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
国 債	6,751	6,216	535	6,486	5,915	571
地 方 債	9,744	9,307	436	9,498	9,090	407
社 債	30,627	30,122	504	32,769	32,205	563
株 式	0	0	-	0	0	-
外国証券	1,229	1,202	27	1,225	1,201	24
投資信託	900	800	100	931	800	131
合 計	49,254	47,649	1,604	50,911	49,213	1,697

預貸率・預証率

預貸率・預証率は組合員の皆さまからお預かりしている、預金の運用状況を示す指標です。

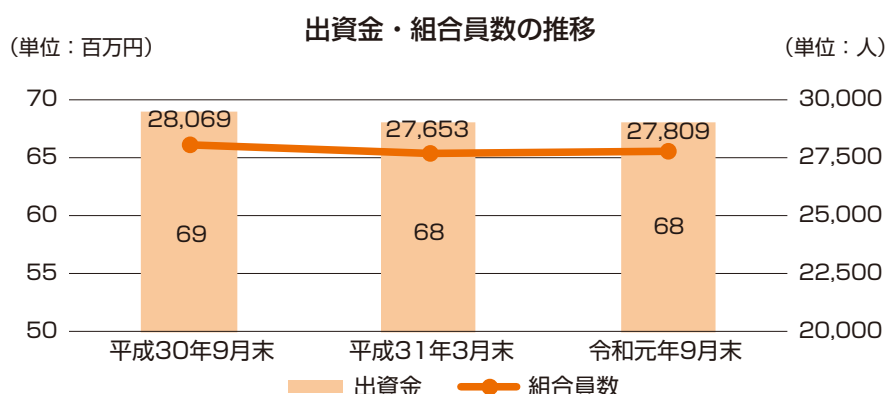
預貸率は預金残高に対する貸出残高、預証率は預金残高に対する保有有価証券残高の比率です。

預貸率・預証率の推移



項 目	令和元年9月末
預 貸 率	15.82 %
預 証 率	67.43 %

出資金・組合員数



自己資本比率の状況

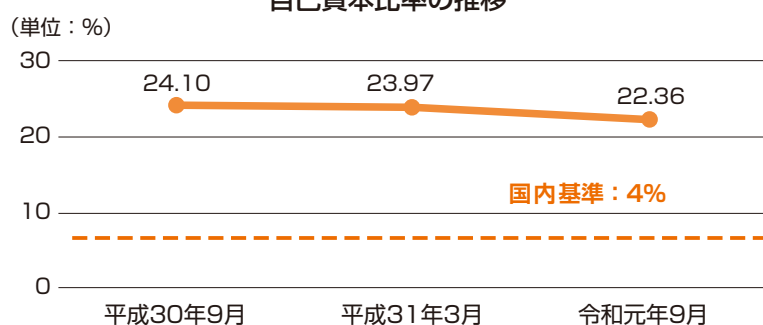
自己資本比率は、金融機関の経営の健全度を示す指標のひとつであり、しょくしんのように海外に営業所を持たない金融機関では国内基準の4%以上を維持することが求められています。

令和元年9月期では、22.36%となっており、しょくしんは健全かつ安定した経営を維持しています。

(単位：百万円、%)

項 目		平成31年3月末	令和元年9月末
コア資本に係る基礎項目	(イ)	8,891	8,941
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額		8,852	8,905
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		38	36
コア資本に係る調整項目	(ロ)	0	0
自己資本 ((イ) - (ロ))	(ハ)	8,890	8,941
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	37,086	39,975
自己資本比率	((ハ) / (ニ))	23.97%	22.36%

自己資本比率の推移



(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準を採用しています。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額【不良債権の状況】

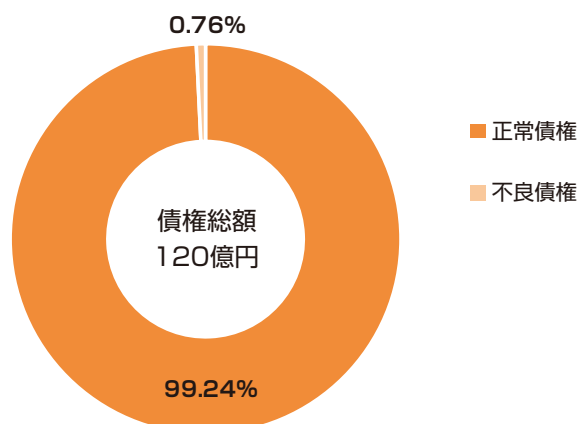
不良債権に対しては、担保・保証や貸倒引当金により保全し、損失の発生を防いでいます。

令和元年9月期における不良債権額は91百万円ですが、この全額を保全しています。

(単位：百万円、%)

区 分	債権額	保証等	保全率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ※1	9	9	100.0
危険債権 ※2	20	20	100.0
要管理債権 ※3	61	61	100.0
不良債権計	91	91	100.0
正常債権 ※4	11,944		
合計	12,036		

債権総額に占める不良債権の割合



※1：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

※2：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。

※3：「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

※4：債務者の財務状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

経営管理体制

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合窓口または総務部総務課にお申し出ください。

【神戸市職員信用組合 総務部 総務課】 078-984-0500

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：8時45分～17時30分

なお、苦情対応手続について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

●紛争解決措置

- ・東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合総務部総務課またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：03-3567-2456

●地域貢献に対する取組

1. 地域に貢献する信用組合の姿勢

当組合は組合員の相互扶助に基づく「協同組合組織の金融機関」として、金融業務を通して組合員の福利厚生の上昇を図り、組合員の皆様が職場で安心して働き、家庭・地域で安定した生活を送ることに貢献することを目的としています。

2. 融資を通じた貢献

(1) 貸出件数と金額

令和元年9月末における貸出先数は2,758先、貸出金額は12,017百万円で、現職職員の約13%の皆様にご利用いただいています。

住宅ローン	1,253件	9,287百万円
その他のローン	3,182件	2,730百万円

(2) 融資商品の概要

当組合の融資商品は、住宅購入やリフォームを目的とした「スカイローン」・「住宅貸付」、お子さまの進学資金のための「教育貸付」、結婚資金のための「結婚貸付」、目的自由な「普通貸付」、急な出費に備えた「えるポケットローン」・「シニアカードローン」など組合員の皆様のライフスタイルに応じて商品を取り揃えています。

3. 預金を通じた貢献

職域信用組合の特徴を活かした給与天引商品として「定期積金」「マイポケット」や「一般財形」「住宅財形」を取り扱っているほか、「定期預金」「普通預金」などで組合員の皆さまの財産形成や資金決済などにご利用いただいています。

また、本店以外にも市役所1号館、各区役所（北神区役所除く）、中央市民病院・西市民病院にATMを設置しており、お気軽にご利用いただけます。

4. 社会貢献に関する活動

神戸市が推進している環境活動に準じております。また、神戸まつりへの協賛などの社会活動にも貢献しています。

しょくしんATMご利用案内

1. 利用時間

月～金曜日の8：45～17：00（但し、祝日は除く）

※設置場所は裏面の店舗一覧をご覧ください。

2. 取扱業務

取引内容	必要なもの	備 考
普通預金	入金	通帳またはキャッシュカード ●1回の限度額は100万円です。 ●ポケットローン口座の入金もできます。
	出金	キャッシュカード ●1回の限度額は100万円です。 ●1日の限度額は100万円です。 ●ポケットローン口座の出金もできます。
	振込	現金またはキャッシュカード ●1回の限度額は、現金の場合は10万円です。 キャッシュカードの場合は100万円です。 ●お受取人の口座へ当日中に入金いたします。
	通帳記入	通 帳 ●普通預金通帳および総合口座通帳については、最終ページ終了時に通帳繰越を行います。 ●団体名義通帳の代表者氏名欄は記載されませんので、お客様でご記入ください。
	残高照会	キャッシュカード
	暗証番号変更	キャッシュカード
定期預金	現金またはキャッシュカード 通 帳 (総合口座通帳または定期預金通帳)	●現金入金の場合1回の限度額は100万円です。 ●普通預金からの振替による場合、1回の限度額は500万円です。 ●通帳式のスーパー定期・分離課税に限ります。 ●総合口座通帳の場合、あらかじめ定期預金口座の開設が必要です。 (定期預金口座の開設は、本店窓口または郵送で取扱っています。)

※他行カード（提携金融機関）もご利用いただけます。

3. ATM振込手数料

() は非組合員用

振込方法	しょくしんへの振込		他行への振込	
	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上
当組合キャッシュカード	0円 (0円)		220円 (220円)	220円 (440円)
他行キャッシュカード			220円 (220円)	440円 (440円)
現金			440円 (440円)	660円 (660円)

※親睦会、旅行会等の各種団体及び組合員の家族は非組合員でお取扱いいたします。

※他行キャッシュカードによる場合別途出金手数料がかかります。

4. ATM出金手数料

カードの種類	手数料
当組合キャッシュカード	無 料
他行キャッシュカード	110 円

5. キャッシュカード紛失・盗難時の連絡先

平日営業時間内(8:45～17:30) 神戸市職員信用組合本店
上 記 以 外 しんくみATMセンター

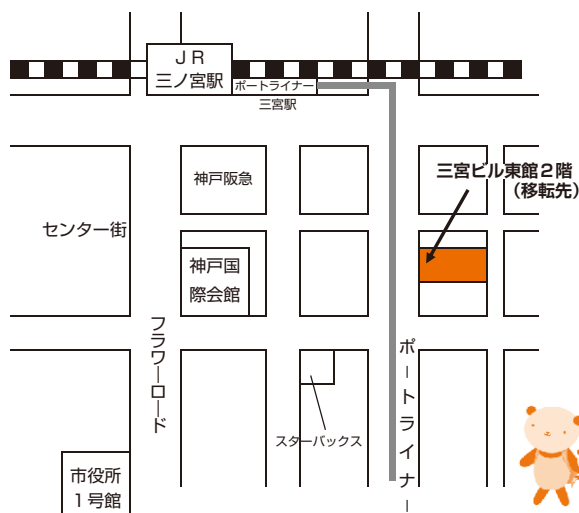
電話：078-984-0504

電話：047-498-0151

しょくしん本店は移転しました！

しょくしん本店は、この度の庁舎建て替えに伴い、
9月17日(火) から民間ビルに移転しました。
ご来店の際は間違えないように
お願いいたします。

- 移転先 三宮ビル東館2階
(神戸市中央区御幸通6-1-12)
- 各課直通番号 預金課：078-984-0504
融資課：078-984-0503
078-984-0505
事務管理課：078-984-0502
総務課：078-984-0500



店舗一覧

▶ 窓口業務

(令和元年11月1日現在)

店名	所在地	電話番号	ATM
本店	神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館内	078-984-0502 (直通)	2台

▶ ATM

施設名	設置場所	所在地
神戸市役所	1号館19階	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
東灘区役所	4階	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号
灘区役所	3階	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号
中央区役所	4階	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号
兵庫区役所	8階	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号
北区役所	7階	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号
長田区役所	3階	神戸市長田区北町3丁目4番地の3
須磨区役所	4階	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号
垂水区役所	2階	神戸市垂水区日向1丁目5番1号
西区役所	4階	神戸市西区玉津町小山180番地の3
中央市民病院	2階	神戸市中央区港島南町2丁目1番1号
西市民病院	北館3階	神戸市長田区一番町2丁目4

▶ 取扱時間

- 窓口 9:00~15:00 (土・日・祝日を除く)
ATM 8:45~17:00 (土・日・祝日を除く)

神戸市職員信用組合

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階
TEL: 078-984-0502~5 FAX: 078-242-1066
<http://www.kobe-syokusin.shinkumi.jp/>

